

区・自治会（町内会）等 法人化資料

富津市役所市民課

平成27年12月8日改訂

目 次

	頁
地縁による団体の認可（法人化）とは	1
地縁による団体の認可申請による手続き	3
申請までの流れ	4
資料 1 認可申請書	5
資料 2 規約	6
規約作成上の留意事項	13
資料 3 総会議事録（抄本）	17
資料 4 構成員名簿	18
資料 5 保有資産目録	19
資料 6 保有予定資産目録	20
資料 7 承諾書	21
資料 8 代表者の職務執行の停止等の有無について	22
資料 9 証明書交付請求書	23
資料 10 告示事項変項届出書	24
資料 11 規約変更認可申請書	25
認可後の地縁団体の事務等について	
規約・告示事項に変更があった場合	26
登記について	27
印鑑登録について	27
参考 不動産等の所有権移転登記	28
法人税・固定資産税について	29
その他、認可地縁団体の義務等	30
認可から告示の流れ	30

地縁による団体の認可（法人化）とは

地縁による団体とは

「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と定義されており、区域に住所を有することのみを構成員の資格としている団体で、いわゆる自治会・町内会等（以下「自治会等」といいます。）のことです。

法人化の趣旨

自治会等の地縁による団体は、その所有する不動産（土地、集会施設等）については、「法人格」を持てなかったため、団体所有であっても、団体名での不動産登記ができず、個人名義や共有名義で登記され、名義人の転居や死亡等の場合、名義変更や相続など財産上の種々の問題が生じていました。

こうした問題に対処するため、平成3年に地方自治法が改正され、自治会等の地縁による団体のうち、一定の要件に該当する場合は、市長の認可があれば「法人格」を取得できるようになり、その団体名義で不動産登記ができるようになりました。

対象となる団体

認可の対象となるのは、地縁による団体に限られます。例えば、スポーツ同好会のような特定の活動を目的とする団体や、年齢や性別等特定の条件を必要とする団体は地縁による団体とは考えられず、認可できません。また、地縁による団体であっても、不動産又は不動産に関する権利等を保有する予定のない場合は認可の対象となりません。

不動産又は不動産に関する権利等とは以下のようなものです。

- ・土地及び建物に関する所有権、地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、
 抵当権、賃借権及び採石権
- ・「立木」の所有権及び抵当権
 - ・登録を要する金融資産（国債、地方債及び社債）

認可の要件

認可を受けるためには、以下の4つの要件をすべて満たしていることが必要です。

1. 「その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っている」と認められること」

地域的な共同活動とは、回覧板や清掃・美化活動、集会所の管理運営、防犯・防災活動など、一般的な自治会等の活動のことです。現に活動を行っているとは認められるには、過去1年以上の活動実績が必要です。このため、団体が発足して1年未満の場合は認可できません。

2. 「その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること」

地番や河川・道路等で区域が画されているなど、「富津市の住民（自治会等の構成員以外の人も含みます。）にとって、明らかな形で自治会等の区域・範囲がわかる状態であること。」という意味です。

他の自治会等の区域と重なる場合は、調整して重ならないようにする必要がある場合があります。

3. 「その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること」

その区域に住む人すべてが加入できる、という意味です。世帯を単位とすることは認められず、また区域に住所があること以外に、年齢・性別・国籍等の条件を付けてはいけません。

相当数とはその区域の全住民（自治会等に加入していない人を含む。）の過半数です。

4. 「規約を定めていること」

目的・名称・区域・事務所の所在地・構成員の資格に関する事項・代表者に関する事項・会議に関する事項・資産に関する事項が定められていることが必要です。

なお、代表者・監事・総会等には地方自治法のほか、民法の規定が準用されます。

地縁による団体の認可申請の手続き

認可の申請を行うにあたっては、当該団体の規約に基づき招集された総会において、認可を申請する旨の議決を得る必要があります。（役員会・評議会等、自治会等の構成員の一部の者のみで構成される会議での議決は認められません。）

総会招集手続き等を定めた規約が整備されていない場合には、規約の整備を行う必要があります。

認可申請する際の提出書類

- 1 認可申請書（別紙「資料1」を参考）
- 2 総会で議決した規約（別紙「資料2」を参考）
- 3 認可を申請することについて、総会で議決したことを証する書類（別紙「資料3」を参考）
- 4 構成員の名簿（別紙「資料4」を参考）
 - ・構成員全員の住所・氏名を記載
 - ・区域外に住所を有する人は、構成員にはなれません。
- 5 保有資産目録又は保有予定資産目録
 - ・申請時点で不動産等を保有している場合は、保有資産目録
 - ・申請時点で不動産等を保有しておらず、将来取得する予定の場合には、保有予定資産目録（別紙「資料5・6」を参考）
- 6 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
 - ・前年の事業報告書や決算書、本年度の事業計画書や予算書等、具体的な活動がわかる書類
- 7 申請者が代表者であることを証する書類
 - ・申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録の写し（別紙「資料3」を参考）
 - ・申請者が代表者となることを受諾した旨の承諾書で、申請者本人の署名・押印のあるもの（別紙「資料7」を参考）
- 8 代表者の職務執行の停止等の有無について（別紙「資料8」を参考）

地方自治法施行規則第18条に定める必要書類ではありませんが、同規則第19条の告示事項の確認のため、添付をお願いします。

申請までの流れ

自治会等で、認可申請をすることについての話し合い

地縁団体の認可を受けるためには、総会での議決が必要になりますので、構成員とよく話し合う必要があります。

保有する(保有予定の)不動産及び不動産に関する権利等の確認及び 保有(予定)資産目録の作成

自治会等の名義で登記をするにあたり、現在登記簿上所有者となっている方から、自治会等への所有権の移転について承諾していただく必要があります。

区域の確認(現状の区域を明文化することについての確認)

区域を書面にて、明確にしておく必要があります。

登記関係書類、地番図等の確認及び隣接自治会等との協議が必要となる場合があります。

規約の変更(認可を受けるための必要事項に関する確認「参考：資料2」)

認可を受けるためには、規約に以下の事項が記載されている必要があります。

- ・目的
- ・名称
- ・区域
- ・事務所の所在
- ・構成員の資格に関する事項
- ・代表者に関する事項
- ・会議に関する事項
- ・資産に関する事項

構成員名簿の作成(区域内に住所を有する個人の確認)

自治会等では、構成員について世帯単位の加入としている場合があります。

認可を受けるためには、個人単位の加入となるため、その確認を行います。

総会の開催(認可前の規約に総会に関する規定がない場合は規約の整備後)

認可申請するために要する議決事項は次のとおりです。

- ・規約の制定
- ・地縁による団体の認可申請をすること
- ・代表者の選出

認可申請書作成

申請書及び申請する際に添付する次の書類を作成します。

- ・規約
- ・認可を申請することについて総会で議決したことを証する書面
- ・構成員の名簿
- ・保有資産目録、又は保有予定財産目録
- ・区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同生活を行っていることを記載した書類
- ・申請者が代表者であることを証する書類
(申請者が代表者となることを承諾した旨の承諾書)

市長(市民課)へ申請書提出

総会にかける議案等準備

認可申請準備

平成 年 月 日

富津市長 様

認可を受けようとする地縁による

団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び所在地

氏 名

⑩

住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有するため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 保有資産目録又は保有予定資産目録
- 5 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 6 申請者が代表者であることを証する書類

〇〇〇自治会（町内会）規約（会則）〔例〕

第1章 総則

（目的）

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化、清掃等区域内の環境の整備
- (3) 所有する資産の管理及び運営
- (4) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- (5) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

（名称）

第2条 本会は、〇〇〇会と称する。

（区域）

第3条 本会の区域は、富津市△△△番地×から××番地□□までの区域とする。

（事務所）

第4条 本会の事務所は、千葉県富津市△△△番地×に置く。

第2章 会員

（会員）

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

（会費）

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（入会）

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

（退会等）

第8条 会員が次の各号の1に該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
 - (2) 本人より退会届が会長に提出された場合
- 2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の種類)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 〇人
- (3) その他の役員 〇人
- (4) 監事 〇人

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

- 2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

- 3 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 会長、副会長及びその他の役員業務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があると認められるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第12条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(総会の種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後〇箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の1に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の〇日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々一箇の表決権を有する。

(総会の書面表決権等)

第22条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員のお分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、または担保に供する場合には、総会において○分の△以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決されるまでの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後〇か月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は毎年〇月〇日に始まり、△月△日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、富津市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の〇分の△以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(顧問及び相談役)

第40条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問又は相談役は、役員会の承認を得て会長が委嘱する。

(委員会等)

第41条 第1条の目的を達成するため必要がある場合は、役員会の承認を得て、委員会を設置して活動することができる。

(会費の納入)

第42条 会費の納入は、〇〇日までに〇〇に納入するものとする。

(委任)

第43条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、〇〇が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、富津市が、本会を地方自治法第260条の2に規定する団体として認可した日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から〇年〇月〇日までとする。

規約作成上の留意事項

目的（第1条）

地縁による団体の目的は、スポーツや芸術などの特定活動だけでなく、広く地域的な共同活動を行うものである必要があります。また、その活動の内容は、団体の権利能力の範囲を明確にする程度に具体的に定めることが求められます。なお、解散した特例民法法人が認可地縁団体として認可を受ける場合については、解散した法人の事業を継承する旨を明確に定めることが必要となります。

名称（第2条）

規約の名称についての地方自治法（以下「法」といいます。）上の制限はありません。例としては「□□会規約」、「〇〇自治会規定」、「△△町内会則」があります。

区域（第3条）

地縁による団体の区域は、住民にとって客観的に明らかなものとして定める必要があるため、町又は字及び地番又は住居表示により表示されることが望ましいと考えられます。ただし、河川や道路等による区域の表示（例：富津市△△大字□のうち×川の南の区域）も、市町村内の他の住民にとって当該団体の区域が客観的に一義的なものとして認識できるものであれば認可の要件を満たすものと考えられます。

事務所（第4条）

事務所の所在地が当該地縁団体の所在地となります。代表者の自宅に置く、あるいは集会施設に置くのが一般的です。

会員（第5条）

区域に住所を有することの他に、年齢、性別等の条件を会員の資格として定めることは認められません。なお、法人や団体について、表決権等の行使が可能な構成員になることはできませんが、賛助会員として加入することは可能と考えられます。

会費（第6条）

会費は、規約に金額を含めて定めるか、又は総会において決するものと規約で定める必要があります。ただし、規約の改正は第36条に定める特別議決事項になりますので、総会で各年度毎に定めるのが適当と思われます。また、認可地縁団体では、加入単位が個人となりますので、世帯単位を構成員としていた団体は、会費の徴収方法等についても検討が必要になります。

入会（第7条）

入会申込書の様式は、役員会（第25条）で定めたり、会の細則（第45条）で定めればよいものです。また、提出は会長の他に役員やブロック長などに提出することとしてもよいものと考えられます。「正当な理由」とは、その者の加入によって、当該地縁団体の目的及び活動が著しく阻害されることが明らかであると認められる場合など、その者の加入を拒否することについて社会通念上からも客観的に妥当と認められる場合をいうもので、極めて例外的な場合に限られると思われれます。

退 会（第 8 条）

退会届の様式は、役員会（第 25 条）で定めたり、会の細則（第 45 条）で定めればよいものです。また、退会について本人の意思にわずかであっても制約を加えることは認められないと解されます。

役 員（第 9 条～第 11 条）

監事の職務については、法第 260 条の 12 に規定があり、第 11 条第 3 項各号は、これに基づいたものとなっています。

その他の役員は、会計・理事・班長・防犯・広報・環境美化・文化構成などが考えられます。この場合、それぞれの役員について職務を明確にすることが、適切と考えられます。

役員任期（第 12 条）

任期については、法律上特に規定はありませんが、事務執行上、無理のないものにするのが望ましいと思われれます。

総会の権能（第 15 条）

総会は、法第 260 条の 16 により、地縁による団体の運営事項のうち規約において、役員会に委任したもの以外のすべての事項について議決でき、規約の改正など、法律上総会の専権事項とされているものについては、規約をもってしても他に委任することはできません。

総会の開催（第 16 条）

総会は、法第 260 条の 13 により、少なくとも毎年 1 回開催する必要があります。

財産目録は、法第 260 条 14 により、年度終了後 3 ヶ月以内に作成する必要があることから、事業報告及び決算を作成し、その承認を行うため、総会を年度終了後 3 箇月以内に開催する必要があります。

規約(例)第 16 条第 2 項、法第 260 条の 14 より、第 2 号の「5 分の 1」の定数を規約において増減することは法的には可能ですが、会員の総会招集を求める権利を奪うこととならないよう留意する必要があります。

総会の招集（第 17 条）

法第 260 条の 15 により、少なくとも 5 日前までに通知を行う必要があり、規約により 5 日以上前とすることも可能です。

総会の議長（第 18 条）

総会の議長は、表決権を行使することとなる以上、表記のように出席した会員の中から選出する必要がありますが、会長は会員の中から選任されていることにより「総会の議長は、会長がこれに当たる」と定めることも可能です。

総会の定足数及び議決（第 19 条・第 20 条）

総会の定足数、議決に要する会員数については、地方自治法において特に定められていませんが、表記のように規定することが適切と考えられます。

なお、この定足数、議決に要する会員数については第 22 条第 2 項により、書面表決を行った会員数及び委任により代理行使を行った会員をこれに含める点に留意する必要があります。

会員の表決権等（第21条・第22条）

法第260条の18では、「認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。」とされています。しかし、従来の自治会等では、世帯単位で表決権を平等としていることが多いと思われますので、総会の運営には、注意が必要となります。また、世帯の全員が、総会に出席できない場合がありますので、第22条のように書面による表決や、表決権を委任することについて規定することが適当と思われます。

総会の議事録（第23条）

会議が有効に成立し、かつ有効に議決されたことを証明することが、規約変更認可を市町村に申請する場合などに求められることから、表記のとおり議事録を作成する必要があることを規約に定めておくべきです。

役員会の構成等（第24条～第28条）

監事は、会務の執行を監査する職務上、総会で決する以外の具体的な会務の執行方針等を決定する役員会に、参画しないこととするのが適当です。

監事は、役員会の構成員になれない（表決権等は有しない）が、役員会に出席することは可能と考えられます。

資産の構成（第29条）

地縁による団体が法人格を取得する目的は、不動産等の資産を団体名義で保有することにあるため、規約において流動資産・固定資産を問わず全ての資産（負債は含みません）の構成等を定めておく必要があります。

資産の管理（第30条）

資産の管理は、法第260条の6の規定により、会長が行うものですが、日常の出納事務については、役員として会計を設けて職務を規定した場合、出納その他の会計事務を行うこととなります。

資産の処分（第31条）

不動産等の会の活動上重要な固定資産の処分には、総会の議決を要することとする必要があります。

事業計画及び予算・事業報告及び決算（第33条・第34条）

事業計画、事業報告及び予算・決算は団体にとって重要事項であるため、総会の議決又は承認を要する規定が必要となります。

財産目録は、法第260条の4により、年度終了後3箇月以内に作成する必要があることから、事業報告及び決算も年度終了後3箇月以内に総会で承認を得る必要があります。

しかし、事業計画及び予算の議決を年度開始前に行い、事業報告及び決算の承認を年度終了後に行うためには、通常総会を年2回行うことが必要となります。

したがって、通常総会を、年度終了後3箇月以内（4月～6月）に1回行っている自治会等については、年度開始から通常総会において予算が議決される日までの間は、予算がないこととなりますので、第33条第2項のように定めておくことが実務上適当と考えられます。

会計年度（第35条）

一般的には、「4月1日から翌年3月31日まで」、「1月1日から12月31日まで」とする例が多いと思われます。

規約の変更（第36条）

規約の変更は、法第260条の3により総会の専権事項になっています。

また、変更には地方自治法施行規則第22条に定める「規約変更認可申請書」（別紙「資料11」を参考）により市町村長の認可が必要です。

総会議決数の「4分の3」の定数を変更することは可能ですが、規約の変更という重要事項を少数の会員の意思により決することのないよう、引き下げることについては慎重であるべきと考えられます。

解 散（第37条）

法第260条の20及び第260条の21により、①破産、②認可の取り消し、③総会員の4分の3以上の同意による総会の決議、④構成員の欠亡の場合に、当該認可地縁団体は解散（法人としての権利能力の消滅又は地縁による団体自体の解散の両方を含みます。）することになります。

「4分の3」の定数を変更することは可能ですが、少数の会員の意思により解散することを可能にする規定は、適当でないと考えられます。。

残余財産の処分（第38条）

法第260条の31第1項に基づき、規約により帰属権利者を指定することができますが、地縁による団体の目的をかんがみ、営利法人等を帰属権利者として指定することは適当ではありません。

総会の議決は、解散決議と同じく重要事項であることから「4分の3」以上とすることが適当であると考えられます。

委 任（第43条）

規約施行上の細則を定める者は、会長でも役員会等でもよいのですが、必ず委任することについて総会の議決を経る必要があります。

細則については、弔慰金規定や旅費規程が考えられます。

附 則

附則第1項は、認可年月日から施行とする場合が多いと考えられますので、設立初年度は事業年度及び会計年度が変則になることから、附則第2項、第3項を定めることが適当です。

〇〇〇自治会（町内会）総会議事録

1. 開催の日時及び場所 平成〇〇年〇〇月〇〇日 午前(午後)〇〇時開会
〇〇〇自治会（町内会）集会所

2. 構成員開催日現在総数及び総会出席者 総数 〇〇〇人
出席者 〇〇〇人
委任状提出者 〇〇〇人

3. 開催目的並びに審議事項及び議決事項等について

目的 〇〇〇自治会（町内会）の地縁よる団体の認可申請を行うことに関する諸
事項について議決する。

議事の経過とその結果

第1号議案 〇〇氏を議長に、〇〇氏と〇〇氏を議事録署名人に選任すること
について

—議事の様子を記載—

第1号議案は、出席者の全員をもって、提案のとおり可決した。

第2号議案 〇〇〇自治会（町内会）の地縁よる団体の認可申請を行うこと
について

—議事の様子を記載—

第2号議案は、出席者の全員をもって、提案のとおり可決した。

第3号議案 〇〇〇自治会（町内会）規約制定（変更）について

—議事の様子を記載—

第3号議案は、出席者の全員をもって、提案のとおり可決した。

第4号議案 〇〇〇を〇〇〇自治会（町内会）の代表とすることについて

—議事の様子を記載—

第4号議案は、出席者の全員をもって、〇〇〇氏に決定した。

上記は、平成〇〇年〇〇月〇〇日開催の〇〇〇自治会（町内会）総会議事録であ
ることを証明する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

議 長 〇〇〇〇〇〇 ㊟

議事録署名人 〇〇〇〇〇〇 ㊟

議事録署名人 〇〇〇〇〇〇 ㊟

構 成 員 名 簿

〇〇〇区(会)

番号	氏 名	住 所	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

保有資産目録

団体の名称

平成 年 月 日現在

1 不動産

(1) 所有権を有する不動産

ア 建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

イ 土地

地 目	延 床 面 積	所 在 地

2 不動産に関する権利等

(1) 所有権以外の権原により保有している不動産

権 原	不動産の種類	所 在 地

(2) 地域的な共同活動を行うためのその他の資産

資 産 の 種 類 及 び 数 量

保有予定資産目録

団体の名称

平成 年 月 日現在

1 不動産

不動産 の種類	保有予定不動産の 取得予定時期	購入等の 相手方	保有予定不動産の 所在地

2 不動産に関する権利等

資産の種類	権 原	権原取得の予定時期

承 諾 書

私は、平成 年 月 日の総会の議決に従い、 区の代表者
となることを承諾します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 富津市〇〇△△丁目〇〇番地〇〇号

氏 名 〇〇〇〇〇〇 ⑩

生 年 月 日 年 月 日

平成 年 月 日

富津市長

あて

団体名

代表者名

印

代表者の職務執行の停止等の有無について

- | | | | | |
|---|-----------------------|---|---|---|
| 1 | 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無 | 有 | ・ | 無 |
| 2 | 裁判所による代表者の職務代行者の選任の有無 | 有 | ・ | 無 |
| 3 | 代理人の有無 | 有 | ・ | 無 |

平成 年 月 日

富津市長 様

請求者 住所

氏名 ⑩

認可地縁団体証明書交付請求書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第12項の規定により、
下記の認可地縁団体の告示された事項に関する証明書の交付を請求します。

記

告示事項の証明を求める認可地縁団体の名称等

団体の名称 ○○○区（会）

事務所の所在地 千葉県富津市○○△△丁目○○番地○○号

平成 年 月 日

富津市長 様

地縁による団体の名称及び

主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

⑩

住 所

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項にて変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更のあった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更があった事項及びその内容
- 2 変更の年月日
- 3 変更の理由

平成 年 月 日

富津市長 様

地縁による団体の名称及び

主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

⑩

住 所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規定の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

認可後の地縁団体の事務等について

規約・告示事項に変更があった場合について

1 規約の変更

規約について変更があった場合は、認可の申請が必要※です。

【申請に必要なもの】

- (1) 規約変更認可申請書
- (2) 規約変更内容及び理由を記載した書類（様式は任意）
- (3) 規約変更を総会で議決したことを証する書類（総会議事録など）
- (4) 規約（改定後）

※変更の認可を受けなければ、新しい規約は効力がありません。

2 告示事項の変更（別紙「資料10」を参考）

(1) 告示事項とは、認可地縁団体の以下の9つの事項を指します。

- ①名称 ※
- ②規約に定める目的 ※
- ③区域 ※
- ④主たる事務所の所在地 ※
- ⑤代表者の氏名及び住所
- ⑥裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- ⑦代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所） ※
- ⑧規約に解散の事由を定めたときは、その事由 ※
- ⑨認可年月日

※規約に記載がある場合は、先に規約変更の認可を受ける必要があります。

構成員の脱退・加入のみの届出は必要ありません。

(2) 告示事項に変更があった場合

認可時の告示事項に変更が生じたときは、代表者はすみやかに市長に対する届出が必要※です。

※告示があるまで、告示事項を第三者に対抗できません。

登記について

1. 法人登記 地縁団体としての法人登記は、市長が行う告示をもってこれにかえることとなります。法務局への法人登記は必要ありません。
2. 不動産登記※ 地縁団体の保有資産の表示登記・保存登記には、申請書、原因・証拠の書類及び地縁団体の証明書を添付することとなります。
登記事項のうち、登記名義人について変更があったときは、その変更証明書を添付し、変更登記をすることとなります（代表者名は登記事項ではないので、登記は不要です。）。

※不動産登記手続きについては、司法書士や法務局等と協議してください。

また、平成27年に複数の地域住民が登記名義人となっている不動産について、要件を満たした不動産であって、登記名義人やその相続人のすべてまたは一部の所在が知れない場合、一定の手続きを経て市町村長が発行する証明書があれば、登記を自治会などの団体名義に移転できる特例制度が施行されました。要件・手続き等については、市民課までご相談ください。

認可地縁団体の告示された事項の証明書について

認可地縁団体の告示された事項の証明書が必要となった場合、富津市役所市民課の窓口にて、告示された日から交付請求することができます。

（どなたでも、請求することができます。）

手数料 1通300円

印鑑登録について

『富津市認可地縁団体印鑑条例』によって、不動産の登記や各種契約等に使用することができる、認可地縁団体の代表者の印鑑を登録することができます。

登録の際には、以下の物が必要になります。

- 地縁による団体の代表者の印鑑（登録する印鑑）
- 代表者の身分証明書
- 代表者の印鑑登録証
- 代表者個人の登録印鑑

以下に該当する印鑑は登録できません。

- ・ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの

- ・印影の大きさが1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は1辺の長さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの
- ・印影を鮮明に表しにくいもの
- ・その他市長が登録を受けようとする認可地縁団体印鑑として適当でないと認めるもの

参 考

認可を受けた地縁団体が不動産等の所有権移転登記を実施する場合の手続き（現在区（会）等の代表者数名[共有名義で登記]により所有している場合）

○ 手続き

区(会)等代表者 → 登記申請者作成（司法書士等に依頼） → 法務局木更津支局

○ 登記の内容

区(会)等代表者名義 → 登記原因（委任の終了） → 区(会)等の名義により登記

○ 登記申請者記載内容

登記目的 所有権移転

原 因 委任の終了

権 利 者 富津市〇〇〇〇×××番地
△△△△△区（会）

義 務 者 区（会）等自治会の代表者数名分記名（持分含む）

○ 添付書類

原因証明（委任の終了の場合、申請書副本がこれに代わる）

申請書副本（登記の完成後、登記権利者に還付、登記済書として扱われる）

登記済書（登記義務者の人違いがないことを証するため）

保証書（登記義務者が上記、登記済書を紛失した場合）

印鑑証明書（登記義務者）

住所証明書（登記権利者・・・市が発行する告示事項証明書）

代理権限証書（委任状・・・司法書士等へ所有権移転登記の権限を委任した場合）

法人税・固定資産税について

法人格を取得することにより各種税に関する届出、申告等が必要になります。

1. 法人の届出（設立）をする

- (1) 木更津税務署（収益事業を行う場合のみ、設立の日以後2箇月以内）
- (2) 木更津県税事務所（設立の日以後1箇月以内）

2. 税の申告をする【法人税・法人県民税・法人市民税】

- 1 収益事業を行った場合（事業年度※の終了後、2箇月以内に申告する。）
 - (1) 木更津税務署【法人税】
 - (2) 木更津県税事務所【法人県民税】
 - (3) 富津市長（税務課市民税係）【法人市民税】
- 2 収益事業を行わなかった場合（毎年4月末までに申告する。）
 - (1) 木更津県税事務所【法人県民税】
 - (2) 富津市長（税務課市民税係）【法人市民税】

※原則は4月から翌年の3月末日までの1年間

3. 税の減免申請について【法人県民税・法人市民税・固定資産税】

【法人県民税】

収益事業を行っていない場合は、千葉県知事（木更津県税事務所）に法人県民税の減免申請書を『納期限までに』提出する。

【法人市民税】

収益事業を行っていない場合は、市長（税務課市民税係）に法人市民税の減免申請書を『納期限前7日までに』提出する。

【固定資産税】

公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。）を所有する場合は、市長（税務課資産税係）に固定資産税の減免申請書を『納期限前7日までに』提出する。

その他、認可地縁団体の義務等

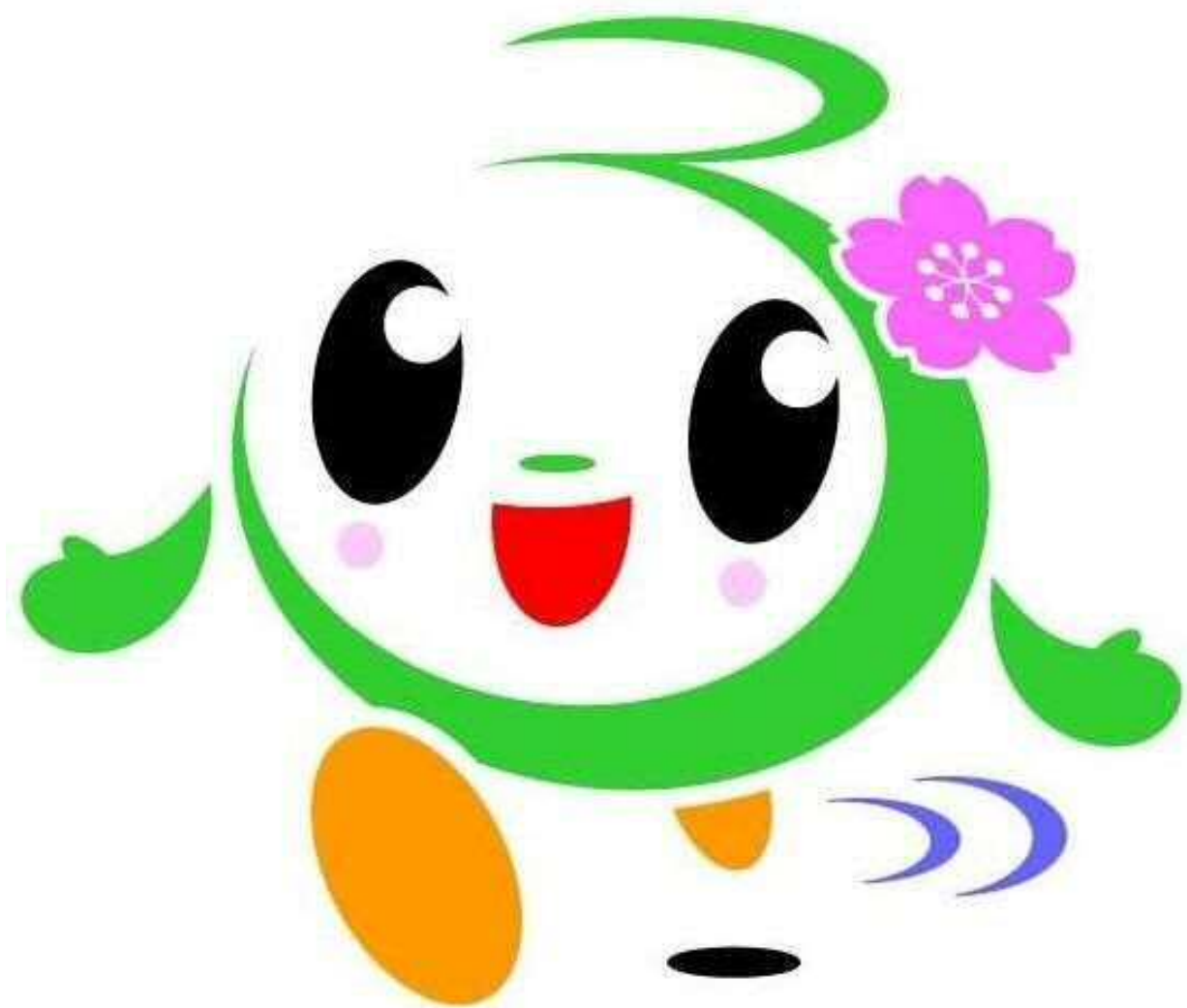
- ・認可により権利能力を取得した後も、住民の皆さんにより任意に組織された団体であることに変わりありません。したがって、公法人ではなく、公共団体その他行政組織の一部ではないことはもちろん、認可を受けた団体が行う活動について、市長は一般的監督権限を持ちません。
- ・法人化に伴い、法人としての義務が発生します。
 - (1) 財産目録
設立時及び毎年度終了後3か月以内に財産目録を作成し、常に事務所に備え置いてください。
 - (2) 構成員名簿
構成員名簿を作成し、常に事務所に備え置くとともに、構成員の変更があるごとに名簿に変更を加えてください。(構成員の変更については、市に届出をする必要はありません。)
 - (3) 総会の開催
代表者は、少なくとも毎年1回、構成員の通常総会を開催してください。
 - (4) その他
(1)～(3)の他、各種法令に義務のあることについて、責任を負うこととなりますので注意が必要です。

認可から告示の流れ



認可を受けた地縁団体の成立（法人化）

富津市おもてなしキャラクター



「いっつん」